民間患者等搬送用自動車の表示方法

１　文字は、ペンキ等により横書きとし、自動車の側面及び後面に行うこと。

２　「民間患者等搬送車」の文字の大きさは、縦横50ミリメートル以上とする。

　　ただし、運輸省で定める患者等輸送車における表示がある場合は、この限りでない。

３　「佐久広域連合消防本部認定」の表示は任意とし、表示する場合の文字の大きさは縦横50ミリメートル以下とする。

４　患者等搬送用自動車認定マークは、自動車の見やすい位置とする。

**民間患者等搬送車**

表示位置